

秋田県建設産業活性化センター設置要綱

(設置)

第1条 本県の建設産業の振興全般を担うため、秋田県建設産業活性化センター（以下「センター」という。）を秋田県建設部に置く。

(業務)

第2条 センターは、建設産業団体（当該団体の構成員を含む。）、学校その他関係機関と連携して次に掲げる業務（以下「センター業務」という。）を行う。

- (1) 建設人材の確保・育成に関する業務
- (2) 建設産業のイメージアップに関する業務
- (3) 各企業の経営基盤強化の支援に関する業務
- (4) その他本県の建設産業の活性化を推進するために必要な業務

(組織体制)

第3条 センターに、センター長、副センター長及びセンター職員を置く。

- 2 センター長は、秋田県建設部建設産業振興統括監をもって充てる。
- 3 副センター長は、建設政策課長及び技術管理課長をもって充てる。
- 4 センター職員は、別紙「秋田県建設産業活性化センター組織体制」のとおりとする。

(事務局)

第4条 センターに事務局を置く。

- 2 事務局運営全般の統括は、建設政策課政策監が担う。
- 3 事務局の庶務は、秋田県建設部建設政策課企画・建設産業振興班において処理する。
- 4 事務局にセンター業務に専従する職員として建設人材確保推進員を置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則（令和4年4月1日 建政－1553）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別紙

秋田県建設産業活性化センター組織体制

役職	所 属	備考
センター長	建設部建設産業振興統括監	
副センター長	建設政策課長 技術管理課長	
センター職員	建設政策課政策監	
	技術管理課技術管理監	
	建設政策課 企画・建設産業振興班長、班員、 建設人材確保推進員	
	同 建設業班長	
	技術管理課 調整・建設マネジメント班長	
	同 積算管理班長	
	地域振興局 建設部企画・建設課長	